

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年8月12日

【四半期会計期間】 第55期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

【会社名】 株式会社ダイショー

【英訳名】 DAISHO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 松本洋助

【本店の所在の場所】 東京都墨田区亀沢一丁目17番3号

【電話番号】 03(3626)9321(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長兼総務人事部長 松本俊一

【最寄りの連絡場所】 (福岡本社)福岡市東区松田一丁目11番17号

【電話番号】 092(611)9321(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長兼総務人事部長 松本俊一

【縦覧に供する場所】 株式会社ダイショー 福岡本社
(福岡市東区松田一丁目11番17号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第54期 第1四半期累計期間	第55期 第1四半期累計期間	第54期
会計期間	自 2019年4月1日 至 2019年6月30日	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高 (百万円)	4,635	5,065	21,105
経常利益又は 経常損失() (百万円)	7	157	618
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失() (百万円)	13	103	404
持分法を適用した 場合の投資利益 (百万円)			
資本金 (百万円)	870	870	870
発行済株式総数 (株)	9,868,800	9,868,800	9,868,800
純資産額 (百万円)	7,836	8,229	8,188
総資産額 (百万円)	13,461	14,131	14,209
1株当たり四半期(当 期)純利益又は1株当 たり四半期純損失() (円)	1.44	10.67	41.92
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)			
1株当たり配当額 (円)			18.00
自己資本比率 (%)	58.2	58.2	57.6

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有しておりませんので記載しておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、第54期及び第55期第1四半期累計期間においては潜在株式が存在しないため、第54期第1四半期累計期間においては1株当たり四半期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により国内・外の経済が急激に減速に転じるなど、極めて厳しい状況で推移いたしました。

食品業界におきましては、感染症拡大の影響による外出自粛の動きが広がり、巣ごもり消費の需要から生活必需品である食品の消費は拡大したものの、社会不安からの消費者の生活防衛意識や節約志向、食の安全への希求の高まりなど、多くの課題が山積する経営環境が続きました。

このような状況のもと、当社は、2022年3月期までの中期経営計画に沿い、収益力の高い主力ロングセラー製品の拡販に注力する原点への回帰と、新時代における持続的成長を目指す事業活動を両輪とし、その実現に向けた重点施策に取り組み、業績の向上を目指してまいりました。

製品群別の概況は、以下のとおりであります。

液体調味料群においては、主力製品の販売に経営資源を集中させつつ一層の拡販に努めるなか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で家庭内での食事機会が拡大したこともあり、小売用製品が好調に推移しました。焼肉のたれ類では『秘伝 焼肉のたれ』、鍋スープでは『博多もつ鍋スープ』、『キムチ鍋スープ』といった主力製品が、大きく売上を伸ばしました。新製品では、肉料理にかけるだけでごちそう感をアップさせる調味ソースの『うにく用ソース』、『クアトロチーズソース』が売上を牽引いたしました。業務用製品では、新規開拓への取り組みを継続するなか、内食市場の拡大の影響もあり、精肉向けのソースが伸長しました。この結果、売上高は33億54百万円（前年同期比111.6%）となりました。

粉体調味料群においては、『味・塩こしょう』シリーズが好調に推移し、リニューアルした『もちもちねぎチヂミの素』が大きく売上を伸ばしました。この結果、売上高は11億34百万円（前年同期比107.6%）となりました。

その他調味料群においては、新製品『ぱくぱくキャベツ用セット』が売上を牽引し、即食製品にあらたに『コバラにうれしい 5つの味のスープはるさめ』を投入し、ラインアップを充実させました。この結果、売上高は5億76百万円（前年同期比100.0%）となりました。

以上の結果、当第1四半期累計期間における売上高は、50億65百万円（前年同期比109.3%）となりました。利益につきましては、営業利益は1億51百万円（前年同期は65百万円の営業損失）、経常利益は1億57百万円（前年同期は7百万円の経常損失）、四半期純利益は1億3百万円（前年同期は13百万円の四半期純損失）となりました。

当第1四半期会計期間末の総資産は、前事業年度末に比べ78百万円減少し、141億31百万円となりました。固定資産が総資産の56.9%を占め、流動資産は総資産の43.1%を占めております。主な資産の変動は、「商品及び製品」が85百万円増加し、「リース資産」が68百万円、「建物及び構築物」が35百万円それぞれ減少したことによるものです。

負債は、前事業年度末に比べ1億19百万円減少し、59億2百万円となりました。流動負債が負債合計の66.0%を占め、固定負債は負債合計の34.0%を占めております。主な負債の変動は、「買掛金」が1億2百万円増加し、「賞与引当金」が1億89百万円減少したことによるものです。

純資産は、前事業年度末に比べ40百万円増加し、82億29百万円となりました。純資産の変動は、剰余金の配当86百万円の支出と四半期純利益1億3百万円の計上により「利益剰余金」が16百万円、「その他有価証券評価差額金」が24百万円それぞれ増加したことによるものです。

自己資本比率は58.2%となり、前事業年度末に比べ0.6ポイント上昇しました。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について、重要な変更はありません。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社の経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における当社の研究開発活動の金額は71百万円であります。

なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因

「第2 事業の状況 1 事業等のリスク」に記載のとおり、当第1四半期累計期間において、重要な変更はありません。

(7) 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の主な資金需要は、製品製造のための原材料費、労務費、経費、販売費及び一般管理費等の営業費用並びに当社の生産設備の更新、改修等に係る投資であります。

これらの資金需要につきましては、営業活動によるキャッシュ・フロー及び自己資金のほか、金融機関からの借入等による資金調達にて対応していくこととしております。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000,000
計	24,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2020年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	9,868,800	9,868,800	東京証券取引所 市場第二部	1単元の株式数 100株
計	9,868,800	9,868,800		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年6月30日		9,868,800		870		379

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日（2020年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 216,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,644,600	96,446	
単元未満株式	普通株式 8,200		
発行済株式総数	9,868,800		
総株主の議決権		96,446	

(注)「単元未満株式」欄には、当社所有の自己保有株式88株が含まれております。

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ダイショー	東京都墨田区亀沢 一丁目17番3号	216,000		216,000	2.18
計		216,000		216,000	2.18

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,985	1,968
受取手形及び売掛金	2,770	2,814
商品及び製品	771	856
原材料	304	323
その他	223	147
貸倒引当金	17	18
流動資産合計	6,037	6,094
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	2,355	2,319
土地	2,677	2,677
リース資産(純額)	911	842
その他(純額)	941	876
有形固定資産合計	6,884	6,715
無形固定資産	129	150
投資その他の資産		
投資その他の資産	1,162	1,175
貸倒引当金	5	5
投資その他の資産合計	1,157	1,170
固定資産合計	8,171	8,037
資産合計	14,209	14,131

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,618	1,720
1年内返済予定の長期借入金	166	166
未払金	1,137	1,141
未払法人税等	107	76
賞与引当金	412	223
その他	496	564
流動負債合計	3,938	3,892
固定負債		
長期借入金	208	167
退職給付引当金	436	440
役員退職慰労引当金	612	614
その他	825	786
固定負債合計	2,083	2,009
負債合計	6,021	5,902
純資産の部		
株主資本		
資本金	870	870
資本剰余金	379	379
利益剰余金	6,994	7,010
自己株式	114	114
株主資本合計	8,130	8,146
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	57	82
評価・換算差額等合計	57	82
純資産合計	8,188	8,229
負債純資産合計	14,209	14,131

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自2019年4月1日 至2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自2020年4月1日 至2020年6月30日)
売上高	4,635	5,065
売上原価	2,753	2,925
売上総利益	1,881	2,140
販売費及び一般管理費	1,947	1,988
営業利益又は営業損失()	65	151
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1	1
不動産賃貸料	1	1
保険解約返戻金	16	-
受取補償金	40	-
その他	1	6
営業外収益合計	61	9
営業外費用		
支払利息	3	3
その他	0	-
営業外費用合計	3	3
経常利益又は経常損失()	7	157
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	7	157
法人税、住民税及び事業税	6	54
法人税等合計	6	54
四半期純利益又は四半期純損失()	13	103

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	
1. 原価差異の繰延処理	操業度等の季節的な変動に起因して発生した原価差異につきましては、原価計算期末までにほぼ解消が見込まれるため、当該原価差異を流動資産または流動負債として繰り延べる方法を採用しております。
2. 税金費用の計算	当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む)は次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
減価償却費	168百万円	195百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	86	9.00	2019年3月31日	2019年6月28日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	86	9.00	2020年3月31日	2020年6月29日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、食品事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失()	1円44銭	10円67銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失()(百万円)	13	103
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益又は 四半期純損失()(百万円)	13	103
普通株式の期中平均株式数(株)	9,652,712	9,652,712

(注) 前第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載していません。

当第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年8月7日

株式会社ダイショー
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池 田 徹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉 田 秀 敏 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ダイショーの2020年4月1日から2021年3月31日までの第55期事業年度の第1四半期会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ダイショーの2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。